

原発事故・東電に責任

避難者集団訴訟 初の判断

東京電力福島第一原発事故【1】で福島県から群馬県などに避難した45世帯137人が国と東電に1人当たり1100万円、計約1億円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、前橋地裁は17日、津波を予見して原発事故を防ぐとは可能だったとして、東電と国の責任を認め、原告62人に計3885万円の支払いを命じた。弁護団によると、福島第一原発事故で国と東電の「過失」責任、国の賠償責任を認めただのは初めて。今回の判決は、全国で審理が続く約30件の避難者集団訴訟で初の司法判断となり、他の訴訟に大きな影響を与えうる可能性がある。

1129.3.18 前橋

計3885万円賠償命令

前橋地裁



前橋地裁前で一部勝訴の判決が出たことを伝える原告側代理人＝17日午後3時10分ごろ、前橋市

全ての電源喪失を招いて原発事故につながった津波を、東電と国が予見できたかがどうか最大争点。2002年の政府の長期評価に基づき、東電が08年、津波は最大で高さ15.7メートルになるこの試算結果を得ていたことをどう評価するかがポイントとなった。

原告側裁判長は試算結果を基に「東電は08年には実際に予見していた」と指摘。非常用電源を高い場所に移

- 国と東電は巨額津波を予見でき、原発事故を防げた
- 国と東電は原告62人に3885万円を支払え
- 国は東電に対する規制権限を行使せず違法
- 東電は安全性よりも経済的合理性を優先させるなど、非常に値する事実がある

判決電子